

「令和8年度誘致活動サポート事業」の募集に係る質問への回答について

経済観光部商工農水課

令和8年4月28日付けで公告しました「令和8年度誘致活動サポート事業」の募集に関する質問について、次のとおり回答します。

No.	質問内容	関係資料該当箇所	本市の回答
1	「1で選定した進出意欲のある企業を那覇市に招致し」とありますが、企業の招致に関する諸費用(具体的には交通費・宿泊費・空港からの移動費等)は、委託費に含まないとの認識でよろしいでしょうか？	仕様書 P2-5-(2)-② ビジネスマッチング交流会等の実施	企業の招致に関する諸費用(交通費、宿泊費、空港からの移動費等)は、委託費に含めるものと想定しております。
2	当該ビジネスマッチング交流会の会場は、那覇市庁内会議室(1)を使用することは可能でしょうか？ 可能な場合に、使用料については、委託料からの支出という認識でよろしいでしょうか？	仕様書 P2-5-(2)-② ビジネスマッチング交流会等の実施	当該交流会の会場として、庁内会議室を使用していただくことは可能ですが、予約の空き状況によっては使用できない場合がございます。また、庁内会議室の借用につきましては、会場使用料は発生いたしません。ただし、会場使用料以外の諸費用については、委託料から支出していただく形となります。なお、その他の会場を使用される場合は、会場使用料を含めたすべての費用を委託料から支出していただくこととなります。
3	当該ビジネスマッチング交流会に参加いただく、「市内・県内企業(10社程度)」の選定については、貴市からのご指示、あるいは貴市のご助言を頂いて選定させていただくとの認識でよろしいでしょうか？	仕様書 P2-5-(2)-② ビジネスマッチング交流会等の実施	参加企業の選定は、委託事業者にて実施していただきます。なお、選定にあたっては、最終決定の前の段階で事前協議等を行い、本市の確認を受けていただく必要があります。